

かすかべ

農委だより

令和2年3月発行

第30号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577
春日部市中央六丁目2番地
TEL.048-736-1111
FAX.048-733-3826

おもな内容

- 会長就任にあたって
- 第44回春日部市農業祭
- 人・農地プランについて
- 稲わらのすき込みについて
- 第36回春日部市庄和地域産業祭
- 農地転用、農地改良の許可届出について
- 農地中間管理事業の活用を

第44回 春日部市農業祭農産物品評会



令和元年11月23日（祝）、ウイング・ハット春日部で第44回農業祭が行われ、あいにくの雨模様の中、2万1千人の方々が来場しました。

サブアリーナでは、市内農産物の品評会が行われ、野菜、果実類、穀しゆく類、加工品類の258点が出品されました。その中で優秀なものは、特別賞20点、銀賞20点、銅賞24点が表彰されました。また、農業に関する絵画及び書道が市内各小学校から出品され、最優秀賞の作品がポスターに採用されました。

雨天によりカモレースは中止となりましたが、コンサートや農業団体連合会等による模擬店・野菜販売、メインアリーナでは、春日部市スポーツ少年団フットサル大会などもあり大変賑わいました。

農業委員会では、農地相談活動や啓発活動、農業祭アンケートなどを行いました。

農業経営者協議会青年部では、農産物やフランクフルトなどの販売を行いました。

第44回 農業祭農産物品評会特別賞の受賞者 (敬称略)

◆埼玉県知事賞

米 鈴木 宏 (JA南彩)

梨 金子 進 (春日部市梨組合)

ブロッコリー 齋藤 千松 (出荷組合)

◆春日部市長賞

米 新井 武

キウイ 折原 紳浩 (産直の里内牧協議会)

大根 島村 義雄 (春日部市花卉園芸組合)

春菊 坂巻 一

(春日部農産物直売協議会)

小松菜 山崎 恭子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆埼玉県春日部農林振興センター所長賞

みかん 川鍋 秀夫

(庄和南部農作業受託組合)

白菜 中山 光男 (JA南彩トマト部会)

かぶ 齋藤 千松 (出荷組合)

いちご (株)ヒロファーム (個人)

◆春日部市農業委員会賞

ほうれん草 齋藤 寛雄

(産直の里内牧協議会)

◆南彩農業協同組合賞

八ツ頭 折原 紳浩

(産直の里内牧協議会)

◆埼玉みずほ農業協同組合賞

キャベツ 田口 秀子

会長就任にあたって
会長 齋藤 千松

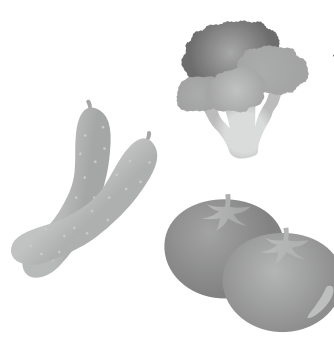


この度、令和2年1月28日に農業委員会会長に就任いたしました、齋藤千松でございます。

日頃から、農業委員会の諸活動に対しまして、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。私たち農業委員会は、かえがえのない農地を未来の世代に引き継ぐため、農業生産の基盤となる優良農地を守り、その有効利用を進めるなど農業者を代表する機関として一致団結し、様々な農業の問題に取り組んでまいります。

農家の皆様には、本市農業の発展と特色を活かした新たな時代の農業を切り開いていただきたいと思えます。農業委員会の委員及び推進委員も常に農業経営の先頭に立って春日部市の農業発展のために全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。



第36回春日部市庄和地域産業祭を開催

令和元年11月3日(日)庄和総合公園・庄和総合支所において、春日部市庄和地域産業祭実行委員会主催による「第36回産業祭」が開催され4万人の人数で賑わいました。

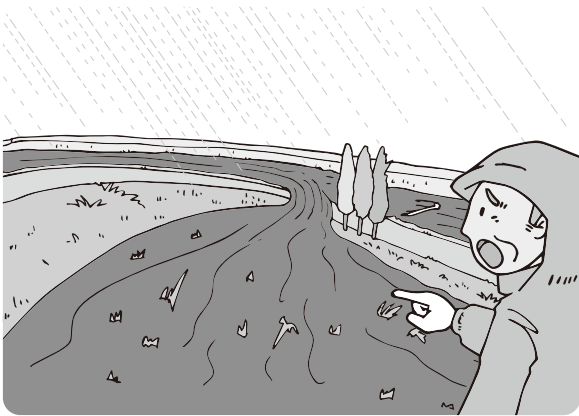
総合公園多目的広場では、農産物を販売する農業団体や商工業団体など43団体が出店しました。会場内では、ミニ上棟式やビンゴゲーム、大抽選会や子どもたちによるダンスなどのアトラクションや春日部親善大使あえかささんミニライブが行われ来場者は秋の一日を楽しんでいました。



農業災害発生時の報告のお願い

台風や豪雨、降雪などにより農作物や農業用施設に被害が生じた場合は、すみやかに農業振興課へ被災状況の報告をお願いします。施設被害の際は、(1)被害のあったハウスの構造(パイプ、鉄骨等) (2)棟数 (3)施設面積 (4)被災状況がわかる日付入りの写真をお願いします。

また被災した施設を修繕・再建した際は、その際の請求書や領収書の保管をお願いします。報告された情報は、災害復旧の対策に役立てられますので、ご協力をお願いします。

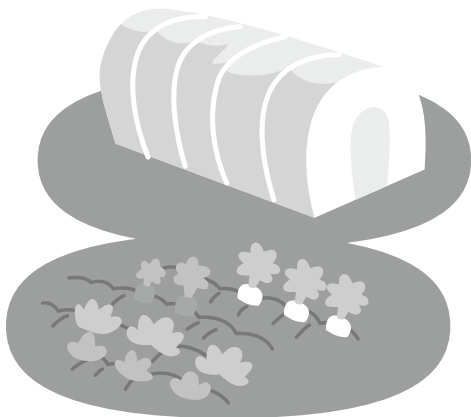


農地中間管理機構利用者を募っています

農地中間管理機構(埼玉県農林公社)は、高齢化や後継者不足などの理由で、農家の方が農地を維持することが難しくなった農地の受け皿となり農地の借り受けをする機関です。

春日部市でも、市内の農業者や農業者団体の方を対象に同機構を利用した、農地の貸し借り等の希望者を募っています。

今後、農地を維持していくことが困難な方、農地の借受により経営規模の拡大を図りたい方等は、ご相談ください。



お問い合わせは農業振興課まで

☎ 736-1111

(内線7744)

農地の転用には

許可や届出が必要です

「農地の無断転用を無断で」

市街化調整区域内の農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、知事の許可が必要です。

また、市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会への届出が必要になります。

農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現況が農地以外になっている場合においても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として、工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が科せられる場合があります。

農業委員会では、農地パトロールを実施し、無断転用を発見した場合には是正指導を行っています。

詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先

春日部市農業委員会

☎736-1111

内線7775



農地改良

（農地の埋め立て）には

許可・届出が必要です

農地改良（農地の埋め立て）には、許可や届出が必要です。農地改良を無断で行うと農地法違反になりますので注意してください。

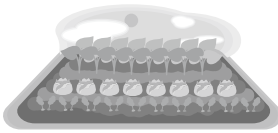
農地改良は、圃場の改善を目的とした行為であり、単なる残土処分ではないことに留意してください。

農地改良（埋め立て）の仕上がり面（高さ）は、原則として、必要性や作付計画で判断できる必要最小限で周辺農地に影響を及ぼさないように十分配慮して、水田は畦畔が隣接道路面まで、畑は隣接道路面から30cmが上限となっています。

農地法違反！

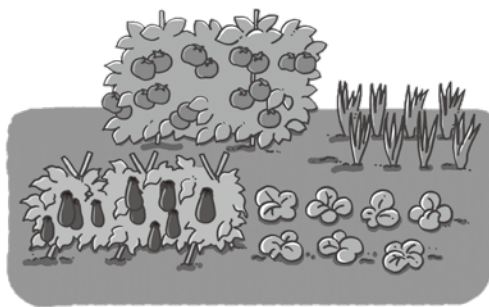
悪質な業者は廃棄物や建設残土を処理しようと、あなたの農地を狙っています。

悪質な業者の持ちかけに応じた農地所有者も、農地法に違反したとして、現状回復命令、場合によっては刑事告発の対象となります。



遊休農地（耕作放棄地）の解消を

耕作が放棄され、雑草が生い繁ると病害虫の発生や火災などの危険を及ぼすことが懸念されます。遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消対策は、農業施策の最重要課題となっています。農業委員会では、毎年地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員により、耕作放棄地全体調査を実施し、遊休農地（耕作放棄地）の所有者に対して、農地を適正に管理するよう通知指導しています。今後、遊休農地（耕作放棄地）の是正がされない場合には、農地法による指導等が強化されることになります。後継者がいない等の理由で耕作ができない農地については、農地の有効利用を図るためにも、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を活用することで安心して貸付けることができます。遊休農地（耕作放棄地）の解消に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



人・農地プランの実質化へ向けて

「人・農地プラン」とは、地域が抱える高齢化や後継者不足などの課題を明確にし、今後の農業の在り方を地域の話し合いをもとに策定していく計画です。以下4段階の工程が必要となります。

①アンケートの実施

地域の農業者および地権者にアンケートを実施し、おおむね10年後を見据えた地域農業の状況を確認します。

②地図化による地域農業の状況把握

アンケートで把握した「農業者の年齢構成」や「後継者の確保状況」などの情報を地図に落とし込み、話し合いの際に活用します。

③地域における話し合い

②で作成した地図を活用して地域農業の状況を把握し、今後の農地の集積・集約に関する将来方針を話し合います。

④実質化された人・農地プランの決定・公表

話し合いの末、作成した「人・農地プラン」を市の検討会にかけて妥当性を審議し、その意見を伺います。その後、結果を取りまとめ、実質化された「人・農地プラン」として公表します。

人・農地プランの実質化に向けた工程表

都道府県名	市町村名	対象地区	集落名	2019年度				2020年度			
				4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
埼玉県	春日部市	木崎	木崎		①・②		③・④				
		櫛	櫛		①・②		③・④				
		内牧	内牧		①・②		③・④				
		増田新田	増田新田		①・②		③・④				
		薄谷	薄谷		①・②		③・④				
		小平	小平		①・②		③・④				
		飯沼	飯沼		①・②						③・④
		倉常	倉常		①・②						③・④
		芦橋	芦橋		①・②						③・④
		一ノ割	一ノ割		①・②						③・④
		谷原新田	谷原新田		①・②						③・④

人・農地プランの実質化の取組

①アンケートの実施、②地図化による現況把握、③話し合い、④プランの取りまとめ手続

注：①から④までは例示ですので、取組内容を地域の実情に合わせて細分化することなどもできます。

「稲作農家のみなさまへ」
**稲わらは燃やさず
 すき込みましょう!**

稲わら・もみ殻の焼却は、地域住民の健康への影響や延焼による火災の恐れがあり、例年、「洗濯物や室内に臭いが付着する」、「のどが痛くなる」などといった苦情も多数寄せられています。また、PM2.5の濃度の上昇に、直接的に影響を与える場合があります。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により、原則禁止されています。一部例外として農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却は認められています。地域住民への影響等を考慮し、稲わらなどの焼却は控えましょう。なお、農業用廃ビニール・廃プラスチックなどの焼却は禁止されています。

稲わら・もみ殻は、有効な有機資源です。稲わらのたい肥化を促進する肥料を併用しながらすき込むことで、土壌に適度な隙間をつくり、よりよい土づくりになります。

問い合わせ先

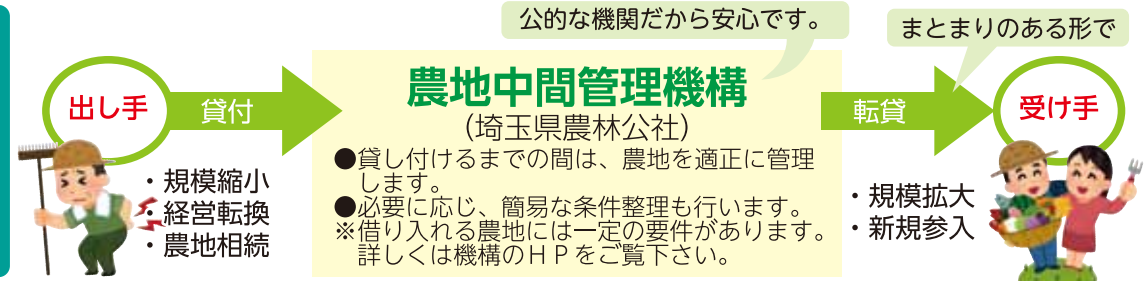
担当…環境政策課

TEL…〇四八―七三六一―一一一

(内線 七七一七)

農地中間管理事業を活用しませんか?

農地中間管理事業の
しくみ



お問い合わせ先

埼玉県農地中間管理機構
 (公益社団法人埼玉県農林公社)

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1
 ☎048-558-3555 FAX 048-558-3558
 E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索



農業年金者

国民年金

【問い合わせ】
<http://www.nounen.go.jp/>

農業者年金基金

検索

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額四〇〇円)への加入も必要となります。

- 1 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと。)
- 2 年間六十日以上農業に従事する者
- 3 二十歳以上六十歳未満のかた

独立行政法人
農業者年金基金

農業者年金に
加入しませんか

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的年金です。

農業に従事されている方は、次の『三つの要件』を満たせば誰でも加入できます。

編集後記

お陰様で第三十号を発行することができました。

これからも編集委員一同、力を合わせ皆様の役に立つ情報を発信してまいりますので、ご意見・ご要望をお寄せください。

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577
 春日部市中央六丁目2番地
 ☎048-736-1111 内線7775

運営委員会

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 小川 利雄 | 齋藤 千松 | 水口 健二 |
| 高橋 公彦 | 星野治三郎 | 山崎 勇喜 |
| 伊藤 弘子 | 内田 高由 | 市川 大倫 |

経営とくらしに役立つ
 情報をお届けします!

農家のための情報誌
全国農業新聞

- ◆発行日/週一回(毎週金曜日)
- ◆発行元/全国農業会議所
- ◆購読料/月700円(送料、税込)
- お申込みは、農業委員会事務局まで
 ☎048-736-1111